

伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、潜在保育士の就労を支援するため、職場体験を希望する潜在保育士を雇用する市内の保育所等に対し、予算の範囲内において伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可を受けた同法第39条第1項に規定する施設をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設をいう。
- (3) 小規模保育施設 児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けた同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。
- (4) 潜在保育士 保育士資格を有し、保育士として就労していない者をいう。

(交付の対象となる施設)

第3条 交付の対象となる施設は、保育所、認定こども園及び小規模保育施設（以下「保育所等」という。）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第3号に該当する者の受入れを行っていること。
- (2) 雇用した潜在保育士に対し、同一の会計年度内において、1日当たり8時間以内で、3日以上7日以内の職場体験を実施してい

ること。

(対象となる経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金申請額内訳書・実績内訳書(第2号様式)

(2) 市長が特に必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者へ通知するものとする。

(変更交付の申請)

第7条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金変更交付申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金申請額内訳書・実績内訳書

(2) 市長が特に必要と認める書類

(変更交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする

ときは、伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

- 第10条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げのできる期日は、第6条の規定による交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

- 第11条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第12条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業等が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日が属する年の4月30日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金申請額内訳書・実績内訳書

(2) 市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第6条の交付決定の額又は第8条の変更交付決定の額と確定額が相違する場合は、伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和5年7月28日告示第126号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

対象となる経費	補助金額（上限額）
職場体験の時給に相当する経費	1時間あたり 1,980円
就職支度金（職場体験をした潜在保育士が同一保育所等に同一会計年度内に就職した場合又は就職が内定した場合に、保育所等が潜在保育士に支給するもの）に相当する経費	1人あたり 30,000円

備考 対象となる経費と補助金額（上限額）を比較し、いずれか少ない額を補助金の額とする。

第1号様式（第5条関係）

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金
交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金申請額内訳書・実績内訳書
 - (2) 市長が特に必要と認める書類

第2号様式(第5条、第7条、第12条関係)

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金申請額内訳書・実績内訳書

施設名

1-1

No	対象者氏名	保育士証登録番号	日数(日)	時間(時間)	(A)の補助額(円)	(B)の補助額(円)	(A+B)補助合計(円)
例	〇〇 〇〇	123456	7	56	110,880	30,000	140,880
1							
2							
3							
4							
5							
	合計						

第2号様式(第5条、第7条、第12条関係)

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金申請額内訳書・実績内訳書

施設名 _____

1-2

(1) 職場体験の対象者について

氏名	
保育士資格の有無	
保育士としての就労の有無 (実習日初日において)	

(2) 職場体験の内容について

①	②	③	④	⑤(③*1,980円)	⑥(④と⑤のいずれか少ない額)
	実施日	実施時間 (時間)	総支給額 (円)	補助基準額(円) 1時間当たり1,980円	補助額 (円)
1日目					
2日目					
3日目					
4日目					
5日目					
6日目					
7日目					
合計					

A

- ※① 職場体験の日数は3日以上から補助対象です。
- ※③ 実施時間は1日当たり8時間以内です。
- ※④ 総支給額は源泉徴収を控除する前の金額です。
- ※⑥ 補助額は、④と⑤を比較し、いずれか少ない額です。

(3) 就職について

採用年月日	①	②	③(①と②のいずれか少ない額)
	支給額(円)	補助基準額(円) 30,000円	補助額(円)
年 月 日			

B

- ※③ 補助額は、①と②を比較し、いずれか少ない額です。

(4) 補助合計額

合計(A+B)

	円
--	---

(5) 添付資料

- ① 潜在保育士への支払額が分かるもの(支給明細など)
- ② 就職について、就職することがわかるもの(採用(内定)通知など)

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金
交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第7条関係）

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金
変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付で交付決定を受けた 年度伊勢原市潜在
保育士のための就労促進事業補助金について、補助事業の内容を変更し、補助
金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 変更交付申請書 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 変更内容

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金申請額内訳書・実績内訳書
- (2) 市長が特に必要と認める書類

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金
変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 決定金額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 変更交付決定額 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 交付条件

- 補助の対象となる事業は、年 月 日付け伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金変更交付申請書記載のとおりとする。
- 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。

（事務担当は、 ）

第6号様式（第9条関係）

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金
交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第7号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金
交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の
内容を審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第8号様式（第11条関係）

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金
交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

印

交付決定のありました伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定通知額 | 円 |
| 2 既交付額 | 円 |
| 3 今回交付請求額 | 円 |
| 4 未交付額 | 円 |

5 添付書類

- 伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金交付決定通知書の写し
伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金変更交付決定通知書の写し

(注) 上記のいずれかにレ印をつけてください。

第9号様式（第12条関係）

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金実績
報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 実績額 | 円 |
| 3 | 不用額 | 円 |
| 4 | 添付書類 | |
| | (1) 伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金申請額内訳書・実績内訳書 | |
| | (2) 市長が特に必要と認める書類 | |

第10号様式（第13条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市潜在保育士のための就労促進事業補助金
確定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

（事務担当は、 ）